

寝屋川市建設工事請負業者資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寝屋川市請負業者資格審査委員会規則（昭和50年寝屋川市規則第34号。以下「規則」という。）に基づき、寝屋川市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の入札に参加しようとする建設業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者及びこれらの者で構成する共同企業体をいう。以下同じ。）の資格を審査し、請負業者の適格性の判断及び制限付一般競争入札に参加させる建設業者について経営状況、実績等に応じた等級に格付けすること並びに発注の基準について必要な事項を定めるものとする。

(資格審査の対象)

第2条 建設業者の資格審査は、前条に規定する建設業者のうち、次の各号に定める期間（以下「申請期間」という。）内に建設工事入札参加資格審査申請書を提出したものについて行う。

- (1) 2年に1回市長が定める申請期間（以下「定期申請期間」という。）
- (2) 定期申請期間の初年の翌年に、市長が定める申請期間（以下「準定期申請期間」という。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が臨時に定める申請期間（以下「臨時申請期間」という。）

(資格審査)

第3条 市長は、前条の規定により建設工事入札参加資格審査申請書を提出した建設業者のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当する事実があったと認められる者でその事実があった後3年以内で別に定める期間を経過していないものについては、入札に参加する資格を与えないものとする。

(有資格建設業者の等級別格付け)

第4条 寝屋川市請負業者資格審査委員会は、前条各号に該当する建設業者を除く有資格建設業者で、別表業種の項に掲げる業種の建設業者に該当するものうち、市内業者（寝屋川市の区域内にある本店において寝屋川市の入札参加資格の登録をしている者をいう。以下同じ。）及び準市内業者（寝屋川市の区域内

にある支店、営業所等において寝屋川市の入札参加資格の登録をしている者をいう。以下同じ。)について、審査を行い、別に定めるところにより、これに点数を付すものとする。ただし、審査日において有効な総合評定値通知書の総合評定値が記載されていない業種には、点数を付さない。

2 寝屋川市請負業者資格審査委員会は、前項に規定する審査において、建設業法第27条の23第1項の規定による経営等に関する客観的事項及び地理的条件等に関する主観的事項を勘案して点数を付すものとする。

3 市長は、第1項の審査の対象となった市内業者及び準市内業者を、同項及び前項の規定により付した点数に応じそれぞれ別表等級の欄に掲げる等級に格付けするものとする。

(格付けの有効期間)

第5条 格付けの有効期間は、次の各号に掲げる申請期間の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期申請期間 格付けを行った日の属する年の4月1日から翌々年の3月31日まで

(2) 準定期申請期間 格付けを行った日の属する年の4月1日から翌年の3月31日まで

(3) 臨時申請期間 総務部長が別に定める期間

(発注基準)

第6条 市長は、別表業種の項に掲げる業種の建設工事を発注する場合は、第4条第3項の規定により格付けされた建設業者に対して、それぞれ同表における当該建設業者が格付けされた等級の項当該業種の欄の下段に掲げる金額の範囲内の額を予定価格とする建設工事を発注するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、寝屋川市契約事務審査委員会が入札の競争性の確保、建設工事の内容等を勘案して必要と認めるときは、別表に定める等級以下の等級に格付けされた建設業者に対しても発注することができる。

(有資格業者の適格性の判断)

第7条 市長は、企業の社会的責任にかんがみ、反社会的な行為を起こした有資格業者については、規則第7条に規定する寝屋川市工事評価審査会の報告に基づいてこれを審議し、別に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。

2 前項により措置した場合は、速やかに寝屋川市契約事務審査委員会に通知す

るものとする。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 2 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市建設工事請負業者資格審査要綱第 3 条第 1 号及び別表の規定は、この要綱の施行の日以後に寝屋川市が行う発注について

適用し、同日前に寝屋川市が行う発注については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市建設工事請負業者資格審査要綱別表、寝屋川市制限付一般競争入札施行要綱第 2 条第 1 項及び第 5 条並びに寝屋川市低入札価格及び最低制限価格に関する要綱第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項の規定は、この要綱の施行の日以後に寝屋川市が行う発注について適用し、同日前に寝屋川市が行う発注については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市建設工事請負業者資格審査要綱別表及び寝屋川市制限付一般競争入札施行要綱第 8 条の規定は、この要綱の施行の日以後に寝屋川市が行う発注について適用し、同日前に寝屋川市が行った発注については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市建設工事請負業者資格審査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に寝屋川市が行う発注について適用し、同日前に寝屋川市が行った発注については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市建設工事請負業者資格審査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に寝屋川市が行う発注について適用し、同日前に寝屋

川市が行った発注については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の寝屋川市建設工事請負業者資格審査要綱第 3 条の規定は、この要綱の施行の日以後に寝屋川市が行う発注について適用し、同日前に寝屋川市が行った発注については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の寝屋川市建設工事請負業者資格審査要綱別表の規定は、この要綱の施行の日以後に寝屋川市が行う発注について適用し、同日前に寝屋川市が行った発注については、なお従前の例による。

別表（第4条、第6条関係）

制限付一般競争入札の発注基準

業種 等級	土木・建築	電気・管	舗装
A	800点以上 5億円未満 250万円以上	800点以上 5億円未満	800点以上 3億円未満
B	799点以下 650点以上 6,000万円未満	799点以下 650点以上 6,000万円未満	799点以下 650点以上 1,000万円未満
C	649点以下 2,000万円未満	649点以下 2,000万円未満	649点以下 750万円未満

備考

上段＝級別格付の点数（総合評定値通知書の総合評定値（P）に、市内業者については15%を、準市内業者については5%を加算した数値）区分

下段＝予定価格（消費税及び地方消費税を除く。）区分